

判例について調べる

★入門編

法律学の学び方から法情報の調べ方まで、初学者向けの情報が満載！

書誌事項	請求記号
法律学習マニュアル 第4版 弥永真生著 有斐閣 2016 『法学教室』に連載された「法律学のマニュアル」をまとめて加筆したもの。 法律学習の第一歩に最適。	T 320.7 / Y 51
リーガル・リサーチ 第5版 いしかわまりこ[ほか]著 日本評論社 2016 法律分野の文献や、資料の有無を調査し収集する方法をわかりやすく解説。	T 320.7 / I 76
法学セミナー 45 (5) 22-25 2000 日本評論社 野澤正充著 問題意識に合せた判例の調べ方 判例を調べて法律的に考えよう	

★冊子体で調べる

公式判例集	
『最高裁判所判例集』『高等裁判所判例集』『下級裁判所判例集』等 製本されるとそれぞれ民事判例集と刑事判例集に分冊されます。	
分野別判例集	
『家庭裁判月報』『労働関係民事裁判例集』『知的財産権関係民事・行政裁判例集』『行政事件裁判例集』	
判例雑誌	
『判例時報』判例時報社・旬刊 『判例タイムズ』判例タイムズ社・月刊 『ジュリスト』有斐閣・月刊 『判例地方自治』ぎょうせい・月刊	『金融・商事判例』経済法令研究会・月2 『旬刊金融法務事情』金融法令研究会・月2 『労働判例』産労総合研究所・月2
図書	
『有斐閣判例六法Professional』 有斐閣	R 320.91 / Y 99
『増補 判例辞典』 中川淳編集 六法出版社	R 320.91 / N 32

★判例評釈・判例解説を調べる

『最高裁判所判例解説 民事編』『最高裁判所判例解説 刑事編』 『法曹時報』に掲載された「最高裁判所判例解説」をまとめたもの。当該事件の調査を担当した最高裁判所調査官が解説したもので、権威があると言われています。
『ジュリスト』別冊 判例百選シリーズ 重要な判例を選んでコンパクトに解説がまとめられており、判例研究の参考にお勧めです。 ほかにも下記のように判例雑誌から定期的に刊行されるものがあります。 『ジュリスト』増刊 最高裁時の判例 ・ 臨時増刊 「〇〇年度重要判例解説」 「判例評論」（『判例時報』別冊付録）/ 『法律時報』別冊「私法判例リマークス」 『法学教室』増刊「基本判例シリーズ」（1999年まで）/ 『法学教室』別冊付録「判例セレクト」（2016年まで）

★データベースで調べる

データベースは学内限定です。使い終わったらログアウトを！

TKCローライブラリー

TKCが提供する総合法律情報データベースです。利用できるコンテンツは「LEX/DBインターネット」のほかに「公的判例集データベース」「新・判例解説Watch」「法律関係リンク集（法学資料データ）」「Super法令Web」「法律文献総合INDEX」などです。各データベースの横断検索も可能です。

★インターネットで調べる

最高裁判所 <https://www.courts.go.jp/saikosai/index.html>

裁判所全体に関わる情報を掲載。各地の裁判所のウェブサイトへの入り口。

国税不服審判所 <http://www.kfs.go.jp/>

国税不服審判所で行った裁決のうち、法令の解釈・適用について先例性があると認めたものの裁決事例全文を平成4年1月分から掲載。

公正取引委員会審決等データベース <https://snk.jftc.go.jp/DC001>

独占禁止法等に基づく審判決、排除措置命令等の事件番号、フリーキーワード、索引による検索・閲覧が可能。

労働委員会関係 命令・裁判例データベース https://www.mhlw.go.jp/churoi/meirei_db/index.html

不当労働行為をめぐる争われた事件に関する都道府県労働委員会及び中央労働委員会から発せられた命令、労働委員会関係の判決等の情報を収録。

暮らしの判例 <https://www.kokusen.go.jp/wko/data/bn-hhanrei.html>

国民生活センター 消費者判例情報評価委員会による「消費者問題を考えるうえで参考になる判例」の解説。

★映像資料 (DVD)

書誌事項	配架場所
「わかりやすい法情報の調べ方」 法律図書館連絡会 企画・制作	1階事務

★略語を調べる・・・判例集や雑誌は略語で表記されます。例) 民集⇒最高裁判所民事判例集
正式名称は「法律時報」12月号の巻末にある文献略語表で確認してください。

★正式法令名を調べる・・・正式名称は「[e-Gov法令検索](#)」で調べられます。

例) トップ画面で「ステッカー規制法」と入力⇒

「ステッカー行為等の規制等に関する法律」などが示されます。

本学にない資料でも、外部から現物を借用したり論文のコピーを取り寄せたりすることができます。
カウンターで相談してください。

清和大学附属図書館